日本銀行業務局 日本国債の「一生」に関わる仕事

国債の円滑な発行と流通を支える

済みの国債を売買するオペレーションがよく知られています。 も担っているのです。 国債の発行から決済 に委託されています。日銀と国債の関わりと言えば、金融市場において、金融機関と発行 国のさまざまな歳出を賄うための「国債」。その実務の大部分が法律に基づいて日本銀行 (受け渡し)、利子や元本の支払いなどまで「国債の一生に関わる仕事」 実はそれだけでなく、日銀は、

への弔慰金などの支払いを目的に発行される記名国債の事務についても紹介します 今回は、 国債の公募入札と発行に関する事務を中心に紹介します。また、 戦没者の遺族

財務省・金融機関と連携して効率化 国債発行にかかる日数を 日短縮するために

債の事務を担うのは法令に定められているか 利子および元本の支払い ループの猪俣亜矢さんは、こう説明します。 日銀は「政府の銀行」と言われますが、 業務局総務課営業・国債業務企画グ (国庫債券)は、国が発行主体となり、 (償還)を行う債券 玉

険、短資会社などの金融機関がその仕組みに 債系)」を運行しています。銀行、 事務の大きく三つに分けることができます」 関する事務、 を発行せずに完全にペーパーレス化し、国債 二〇〇三年一月には新しい国債振替決済制度 募の受け付け、発行、払込金の受け入れなど、 参加しており、日銀は国債の入札の通知や応 め、日銀では一九九〇年から「日銀ネット(国 (注1) が始まり、新規発行分については券面 連の事務をオンラインで処理しています。 これらの事務を安全かつ効率的に行うた ③国債元利金の支払いに関する 証券、 保

> 簿上で電子処理しています。 の決済(受け渡し)も日銀ネットの振替口座

債の発行価格が決まるのです (注2)。 受けます。金融機関が応札・落札することで、 新規発行される国債の需要と供給に応じて国 札したところは代金を支払って国債の発行を くらで購入します」といった応札を行い、落 たい金融機関などが「これだけの国債を、 有しています。新規発行される国債を購入し より発行されており、主として金融機関が保 こうした国債は、基本的に「公募入札」に

銀ネットで処理しています。二〇一八年五月 務省とのやり取りを含め、原則として全て日 を行います。これらの事務は、金融機関や財 日銀は国債の入札から発行まで一連の事務

具体的には①発行に関する事務、

②決済に

替機関」として同制度の運営に当たり、

国債

より管理することになりました。日銀は「振 の購入・売却といった取引を口座への記録に

日銀は国債に関する事務を担当しています。

や国債ニ関スル法律(第一条)などにより、

「日本銀行法(第三十六条・第三十九条)

					_	
項番	事務内容	変更後		現行比	現行	
		実施日	実施時刻	(分)	実施日	実施時刻
1	オファー	T日 (入札、 新規記録)	10:30	_	T日	10:30
2	応募締切		11:50	▲ 10		12:00
3	入札結果公表		12:35	▲10 (入札)	(入札)	12:45
4	募入決定通知		15:00	▲ 60		16:00
(5)	新規記録等の入力		~17:00		T+1日 (新規記録)	8:30 ~15:00
6	代金払込	T+1日 (発行)	8:30 ~15:00		T+2日 (発行)	8:30 ~15:00

利付国債の入札タイムテーブルの変更内容。なお、表中「変更後」と あるのは「T+1化後」を、「現行」とあるのは「T+1化前」を指す。 出所:財務省ホームページ 「国債の発行等に係る決済期間短縮化の実施日につ いて」(平成30年4月4日付)



ました。 て一日に短縮され の期間が原則とし から国債発行まで からは、 入札当日

からは、 なりました。五月 が原則でしたが、 翌営業日が原則に 国債を発行するの 日の翌々営業日に 「これまで入札 流通市場

国債発行でも原則『T+1化』 呼んでいますが、金融機関のニーズを踏まえ、 とになったのです」(猪俣さん) に短縮されました。これを『T + 1化』と までの日数が二日(T+2)から一日(T+1) 買は契約日 (T (Trade date)) から決済日 を実現するこ

競争力の維持・強化のため実現されたもので 手段の充実など)、ひいては国際的な市場間 ます。リーマンショック以降、欧米の主要国 り決済が行われないことで生じるリスクのこ す。決済リスクとは、取引の契約後、 しての国債の換金性の向上、資金運用・調達 削減や、金融市場の流動性向上(金融資産と 流通市場の「T+1化」は、決済リスクの 契約から決済までの期間が長いと、その 未決済の残高が積み上がることになり 予定通

> 雑化を避けるため、国債の発行市場について 化」を実現することになりました。その際 が進み、日本でも国債の流通市場の「T+1 を中心に国債取引の決済期間を短縮する動き も原則「T+1化」を実現することになりま 金融機関において流通市場と発行市場とで決 **済期間が異なることに伴うコストや事務の煩**

樹さんは、こう話します。 体のタイムテーブルを見直す必要がありまし を、 た。営業・国債業務企画グループ長の山岡正 と翌営業日の二日間かけて行ってきた事務 入札参加者の金融機関なども含めて、事務全 しかしそのためには、これまで入札の当日 入札当日の一日で終えなければなりませ 日銀の事務フローのみならず、財務省や

した」 事務を進めてきた歴史があります。事務全体 から知見を得るべく連携してきました。『T をどう効率化するか、私たちは、そうした方々 おいて実務を任せられ、マーケットの方々と るかと。日銀は財務省から国債入札・発行に 役割をしっかり果たさなければという思いで +1化』のため、日銀は国債の実務家として を効率化すれば、決済期間の短縮を実現でき 方々と検討を重ねました。どのように事務 **『T+1化』に向けて、財務省や金融機関**

間の短縮に沿って手続を見直すとともに、金 営業・国債業務企画グループでは、

> 融機関や日銀の担当部署が何時までに何を行 かりやすく示すよう心掛けました。 えば「T+1化」を円滑に実現できるかを分

国債の入札から発行までの事務 時限性と公平性が厳格に求められる

を詳しく見ていきましょう。 ほぼ毎日、入札・発行事務を行っています。 円。入札は年二三九回に上りました。日銀は 利付国債(注3)の場合を例に、事務の内容 二〇一七年度の国債発行総額は約一五六兆

ます。時刻の経過に沿って行うべきタスクが は、規程を基にチェックリストをまとめてい ながら一つ一つのタスクを遂行していくので 一覧に示されており、担当者はそれを確認し 実務を担う国債業務課国債業務グループで 同グループ長の関貴介さんは、こう強調

注1)国債振替決済制度は日銀が提供している国債サー 振替国債が発行残高の九九%以上を占めています。 制度の下で保有される「登録国債」や実際の紙の証券 ない国債を「振替国債」と呼びます。 います。同制度の下で保有される、紙の券面を発行し ビスの一つです。国債権者(個人や企業など)、参加者(銀 を保有する「国債証券(現物債)」もあります。現在は て移転させることなどが可能となっています。同制度 層構造のもとで、国債権(権利)を帳簿上の振替によっ 社等の仲介機関(参加者)が介在します。こうした多 振替機関である日銀と国債権者との間に銀行や証券会 行や証券会社など)、振替機関(日銀)によって構成され、 「社債、株式等の振替に関する法律」に定められて

(注3)利付国債とは、半年毎に利子が支払われ、 (注2)このほか、個人向け国債などの募集取り扱いによ に元金が償還される国債。 われます。また、公的部門への発行もあります。 る発行の場合、財務省が指定する価格により募集が行

します。

務は、ミスや間違いが起きないようにするだ 確かつ公平に行うことが求められます けでは不十分。 被る恐れもあります。国債の入札・発行の事 を与え、国債を取引したい金融機関は損害を 果の通知が遅れたりすると、金融市場に影響 格が変動する金融商品でもあります。落札結 「国債は、 金融市場で取引される、 国の財政資金の調達手段である 時間どおりに、滞りなく、 刻々と価

されるのは、 踏まえたうえで策定します(注4)。その後、 入札対象国債とその入札予定日が財務省の 会を通じて、投資家の需要や市場の動向等も が「国債市場特別参加者会合」等の各種懇談 ホームページで公表されるのが、入札日の約 二カ月前。発行予定日や発行予定額等が公表 各年度における国債の発行計画は、財務省 入札日の約一週間前です。

極め決定する必要があるからです。財務省か 四月末で二四 された「オファー令達」がファクスで届く ら国債業務グループに入札の詳細事項が記載 細事項は時間が許す限り市場の状況などを見 から日銀に通知されません。表面利率等の詳 必要な詳細事項は、入札当日の朝まで財務省 毎年受け取れる利子の割合)を含め、入札に しかし、表面利率(債券の額面に対して、 金融機関などの入札参加者(二〇一八年 当日の午前九時半頃。 一社)に日銀ネットで入札をオ 同グループか

> て準備しなければならない」と言います。 ファーの内容をシステムに正確に入力し、 ループの小沼英明さんは「一時間足らずでオ (通知) するのは午前十時半。 同グ 全

送信します」 時半きっかりに日銀ネットで全入札参加者に ファーに誤りがないように、複数の目でしっ かり確認します。そして時報を流しながら十 時限性の厳しい事務ですが、入札のオ

ければならないこともあります。そのときは、 定の入札参加者に有利な取り扱いにならない 締切時刻等の時限性を意識するとともに、 のトラブル等で連絡が入り、急きょ対応しな 五十分。その間に、入札参加者から端末入力 ように気を付けて対応します。 入札の応募締切は一時間二○分後の十一時 特

れるような事務はできません。 入札参加者の端末にトラブルが起こり、 「入札の公平性の観点から、 なお、仮に、 疑念を持た オ

けることになります。



記名国債証券の見本

座の情報等に関する日銀への通知を済ませ、 ます (注5)。これを受け、落札した金融機関 にオファーバック(募入決定の通知)を行 基づき、十五時に同グループから入札参加者 る者とその金額の決定(募入決定)を行い を財務省へ日銀ネットで送信。財務省では、 クスで送ることになっています」(関さん) ファーの電文が届かない場合は、すぐにファ 翌営業日に代金を払い込み、国債の発行を受 は、十七時までに国債の新規記録を受ける口 ページで公表します。その後、財務省からの 入札結果の概要を十二時三十五分にホーム 入札参加者のなかから国債の割り当てを受け 入札参加者からの応札結果を取り纏めた資料 募入決定令達」(募入決定に関する通知)に 締切時刻が経過した後、同グループでは、

りません。「T+1化」に向けて事務のスケ ことに備えました。 成を進めたほか、「T+1化」の実施前には ジュールを工夫するとともに、スタッフの育 同グループでは人手を増やしたわけではあ を二度行うなど短い時間で事務を行っていく 財務省・金融機関などと総合運転試験(RT) きる時間は大幅に短縮されています。しかし べると、当然ながら各事務に費やすことがで 1化」に対応した流れですが、それ以前と比 このようなタイムテーブルは前述の「T+

「T+1化」を実施した後も国債の入札

そのなかでも同グ

証券

までの事務を総勢三八名で担当しています。 の発行、支払いを終えた証券類の回収・保管 の国立印刷局からの引き取りに始まり、 業務課国債証券業務グループでは、国債証券 証券に関わる事務は少なくありません。国債 レス化が進みましたが、現在も「紙」の国債 大量の証券を迅速・確実にお届け 言います。 今も「紙」で発行される「記名国債 国債振替決済制度の導入に伴い、ペーパー

が、 界大戦により物的 どに発行される「記 扱っている国債証券 交付される国債証券 なくされた方などに 強制引き揚げを余儀 戦没者などの遺族や、 精神的損失を受けた 国債とは、第二次世 名国債」です。記名 ープが主に取り 戦没者の遺族な 金銭に代えて 記名国債は、

> どはできません。国債証券の裏面に「保有者 保有者(記名者)はその場所で賦札と引き換 の氏名」と「支払い場所」が記載されており、 るという性格上、原則として他人への譲渡な 発行目的や償還金を受ける人が限定されてい えに償還金を受け取ることができます。

もなく、たんたんと事務を進めていくことが、

発行事務は滞りなく行われています。「何事

実務家たる私たちの誇りです」と小沼さんは

間にわたり償還金を受けます。 債です。記名者は年に一回五万円ずつ、五年 されました。額面金額二五万円の五年償還国 は、二〇一五年十月以降、約一〇〇万枚発行 例えば「第十回特別弔慰金国庫債券」(注6)

没者の本籍地の都道府県が裁定(請求者の権 山勝勇さんは、「一つ一つ丁寧に内容を確認 五百通の郵便が届きます。同グループ長の森 月の繁忙期には、日本全国から毎日約二百~ 銀本店に集約して行っています。例年四~六 合の相続も可能です。現在これらの事務は日 の時期は、月に約五万枚も発送しています。 関)に国債証券などを送付します。大量発行 扱い店となる日銀の本支店や代理店(金融機 債に保有者名を印字したうえで、交付の取り れます。これに基づいて同グループは記名国 省から日銀に記名国債の「発行令達」が送ら 基づく厚生労働省からの請求を受けて、財務 利について可否の判断)を行い、その結果に 地の市区町村に請求申請します。その後、 記名国債は、まず戦没者の遺族などが居住 記名国債は、紛失した場合の再発行が可能 証券の保有者(記名者)が亡くなった場

> るよう、グループ員はもちろん、局内の他 います」と話します。 部署からも応援者を募って、手続きを行って しながら、一日でも早く記名者にお届けでき

と話しています。 が、記名国債に関する審査や記名変更事務の はまれです。同グループの日比野秀和さんは、 ように継続的に個人と直接やりとりすること 金や交通反則金の受け入れも行っています 家族間の相続関係を慎重に確認しています 「戦前の手書きで作製された戸籍も参照して、 日銀は損傷したお金の引き換えや、国の税

(注5)募入の決定に際しては、入札参加者の応募のうち 注4)財務省は二〇〇四年、国債の安定的な消化の促進 物価連動国債については「ダッチ方式」と呼ばれる別 発行条件となります。これは「コンベンショナル方式 価格の高いもの(または利回りの低いもの)から順に 同会合に、日銀はオブザーバーとして参加しています。 入札における一定の応札・落札責任などがあります)。 債入札に参加できますが、特別参加者は財務省の定例 現在、銀行や証券会社など二一社に国債市場特別参加 国債市場の流動性の維持・向上等を図ることを目的に 発行条件とする方法)が採用されています。 落札者が自ら入札した価格(または利回り)が国債の 発行予定額に達するまでの額が落札されます。そして 会合に参加できることなど、利点があります(一方で 者の資格が与えられています。この資格がなくても国 ラー制度)」を導入しました。二〇一八年七月二十七日 と呼ばれる決定方法ですが、四〇年利付国債や一〇年 「国債市場特別参加者制度 (日本版プライマリー・ディー (募入最低価格または募入最高利回りを均一の

(注6)「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部 き、戦没者等の遺族に対して支給される特別弔慰金。 を改正する法律」(平成二十七年四月一日施行)に基づ hokabunya/senbotsusha/seido03/index.html) 詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya.